

安芸高田市 保育所（園）・こども園（保育所部分） 入所申込のしおり



☆ 申請前にご確認ください ☆

- 消えるペンで記入された書類は受付できません
- 書類に記入漏れはありませんか？（マイナンバー、保護者名など）
- 必要書類はそろっていますか？
（保護者等の本人確認ができるもの、マイナンバーがわかるものなど）
- きょうだい一緒に申請する場合、保護者の名前が一致していますか？



令和2年10月30日作成

令和3年度版

目 次

1. 保育の必要性の認定

①認定制度について	1ページ
②保育所(園)等を利用する基準	1ページ
③保育時間について	2ページ
④保育所(園)等の入所申込受付について	2ページ

2. 保育所(園)等の入所申込に必要な書類等

①書類の提出先	3ページ
②全ての方が必要な書類	3ページ
③該当される方のみ必要な書類	3ページ
④入所基準に該当する事項を証明する書類	4ページ
「申込書」の記入例	5・6ページ

3. 保育料について

①保育料の無償化について	7ページ
②保育所(園)等の保育料の計算方法について	7ページ
③保育料の料金表について	7ページ
④災害により被災した場合の保育料の減免について	7ページ
⑤副食費・主食費の無償化について	7ページ

4. 3歳未満児の保育料の負担軽減について

①国の多子軽減	8ページ
②同時入所による多子軽減	8ページ
③安芸高田市独自の多子軽減	8ページ

【保育料表】

「保育標準時間・短時間保育料」	9・10ページ
「保育料のフローチャート」	11ページ

5. 保育所(園)等の延長保育・一時預かりについて

①一時預りについて	12ページ
②延長保育について	13ページ
「延長保育料について」	13ページ

6. 土曜日終日保育について

①利用の手続きについて	14ページ
②土曜日終日保育を行っている公立保育所(園)等について	14ページ
③土曜日終日保育を利用できる基準	14ページ
④土曜日終日保育の保育料について	14ページ

安芸高田市内保育所(園)等の一覧表(保育所の紹介)	15ページ
---------------------------	-------

1. 保育の必要性の認定

① 認定制度について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用する時には教育・保育給付認定というものを受ける必要があります。

教育・保育給付認定では、入所を希望する施設や子どもの年齢や保護者の就労状況等により、子どもにどんな施設の利用が必要なのかを決定します。

安芸高田市では保育所（園）・幼稚園・認定こども園の入所申請書が教育・保育給付認定申請書を兼ねていますので、入所申請書と添付していただいた書類で決定を行います。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入所決定を受けた子どもは、1号認定を受けたことになります。

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）（以下、「保育所（園）等」といいます。）に入所決定を受けた3歳以上の子どもは、2号認定を受けたことになります。

保育所（園）等に入所決定を受けた2歳児以下の子どもは、3号認定を受けたことになります。

現在、安芸高田市の小学校就学前の保育・教育の場は、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・企業主導型保育事業所となります。

幼稚園・私立認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育所・企業主導型保育事業所の入所申込等については、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

	施設名	住所	電話番号
幼稚園	吉田幼稚園（公立）	吉田町吉田1997	42-2788
	ひの川幼稚園（私立）	八千代町佐々井1540-3	52-2203
認定こども園 （幼稚園部分）	みどりの森保育所（公立）	美土里町本郷1714-2	47-1283 （子育て支援課）
	ふなさ保育園（公立）	高宮町佐々部531	
	くるはら保育園（公立）	高宮町原田3380-4	
	向原こばと園（私立）	向原町坂350	46-7022
	甲田いづみこども園（私立）	甲田町高田原2500-3	45-7270
企業主導型 保育事業所 （認可外保育所）	清風会そらはる保育園	吉田町竹原1747	090-9137-2053

② 保育所（園）等を利用する基準

保護者が次の事情などで、家庭において子どもの保育が困難な場合利用することができます。

- 〔 1 〕 保護者が家庭外で働いている。
- 〔 2 〕 保護者が家庭内で家事以外の仕事をしている。
- 〔 3 〕 母親が出産前後である。
（この場合の入所期間は出産前3ヶ月、出産後3ヶ月です）
- 〔 4 〕 保護者が病気やケガの治療中もしくは心身に障害がある。
（病気やケガの場合の入所期間は病院の診断書に基づく診療期間です）
- 〔 5 〕 保護者が同居の病人や心身障害者の世話をしている。
- 〔 6 〕 震災・風水害・火災、その他の災害の復旧にあたっている。
- 〔 7 〕 保護者が親族を介護又は看護している。
- 〔 8 〕 保護者が就学している場合。
- 〔 9 〕 虐待・DVのおそれがある場合。
- 〔 10 〕 その他、保育が必要だと安芸高田市長が認める場合。

※求職活動については、保育所（園）等に空きがあれば3ヶ月のみ入所できます。3か月間の間に就労できなかった場合、一度退所となり、入所を希望する場合、再度申請が必要です。

③ 保育時間について

保育時間には「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の2種類があります。

- 「**保育標準時間**」の保育基本時間は、7時30分から18時30分です。

（保護者がフルタイムの勤務などで家庭での保育が難しい世帯が該当します。）

一部の保育所（園）等では延長保育を実施していますが、延長保育料をいただきます。
（延長保育料については、13ページの「延長保育について」をご覧ください。）

- 「**保育短時間**」の保育基本時間は、8時30分から16時30分です。

（保育短時間は保護者がパートタイムの勤務などで、8時間以内で保育所（園）等に預けるだけでいい世帯が該当します。）

保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料より約5%安く設定されていますが、保育時間以外を利用した場合は、延長保育となり延長保育料をいただきます。

※保育理由が、求職活動となっている方などは、「保育短時間」で決定します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、「保育標準時間」で決定しますのでご相談ください。

④ 保育所（園）等の入所申込受付について

令和3年4月から保育所（園）等への入所を希望される場合、次の日程で入所受付を行います。（※先着順ではありません。）

申込書の配布	令和2年12月1日（火）～
配布場所	子育て支援課、各支所窓口係、各保育所（園）等で配布します。 安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。
受付期間	令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）
申込書の提出先	子育て支援課または各支所窓口係（郵送の場合は子育て支援課）
入所の決定	3月上旬に保護者へ通知する予定です。

※申請状況によっては希望保育所（園）等以外に入所していただいたり、入所待ちとなることもあります。

※求職活動で入所を希望される方は、5月1日から入所できます。4月入所はできません。
申込受付は4月1日～4月15日です。ご注意ください。

年度途中（5月以降）に保育所（園）等への入所を希望される場合、入所を希望する月の前月の15日までに申し込んでください。（15日が休庁日の場合、前日の開庁日になります。）

保護者が育児休業や産後休暇後に職場復帰を予定している場合は、入所希望日の2ヶ月前にご相談ください。育児休業から職場復帰される方は、ならし保育（最大2週間）の相談も受け付けますのでご相談ください。（※ならし保育は職場復帰の方のみ受け付けます。）

すでに入所されているお子さまについて、育児休業中の方は、育児休業期間の間は、入所中の子どもの教育・保育給付認定期間を継続することができます。（そのためには、育休期間の入った在職証明書の提出が必要となります。）

安芸高田市以外の保育所（園）等を希望される場合、市町村間で調整が必要です。事前にご相談ください。

安芸高田市のホームページからも申込書類がダウンロードできます。



2. 保育所（園）等入所申込に必要な書類等

① 書類の提出先

次の書類を、子育て支援課又は各支所へ提出してください。なお、これらの書類の様式は、市役所、各支所、各保育所（園）等、安芸高田市ホームページにあります。

② 全ての方が必要な書類

提出又は提示書類	対象者	注意事項
・教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書（※1）	入所対象子ども全員	※1 個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしてください。裏面も漏れなく記入してください。
・個人番号がわかるもの（※2） 【個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票】	同居者全員	※2 記入いただいた全員分の個人番号 がわかるものを 窓口で提示していただきます。
・本人確認ができるもの（※3） 【運転免許証・パスポート等の顔写真つきのものはいずれか1点】 もしくは 【健康保険証・国民年金手帳等顔写真のないものはいずれか2点】	保護者（※4） 又は 窓口来所者（世帯員）	※3 窓口で提示 もしくは 写しを添付 してください。 ※4 『保護者』とは教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書の右上に記入した氏名の方です。
・入所基準に該当する事項の証明書（在職証明書 等）	父母または養育者	・同時に兄弟姉妹の保育所（園）等の入所申請、又は児童クラブの申請に添付された場合は 省略可能です。 ・在職証明書に雇用期間が記入されている場合、期間終了後に再度証明書の提出をお願い します。
・ 保育所（園）等入所調査票	入所対象子ども全員	・食物アレルギー等対応食が必要な場合には、別途診断書等が必要ですので、お問い合わせください。

※郵送の場合は、個人番号・本人確認書類等、必要書類の写しの添付が必要です。

③ 該当される方のみ必要な書類

提出又は提示書類	注意事項
同一世帯（※5）に所持している方がいる場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金障害基礎年金証書	※5 同一世帯とは住民票上の世帯で同一となる場合です。 ・提出は 写しを提出 してください。
父母または養育者が、 令和2年 1月1日以降または 令和3年 1月1日以降に転入された場合 ・市町村民税課税台帳記載事項証明書 ※マイナンバーで、市町村民税額が確認できる場合は、課税証明書は不要です。	令和2年 1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合のみ必要です。 令和3年 1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合、 令和2年度分 が必要です。9月以降入所の場合は、 新年度分 が必要です。（新年度分は6月以降取得可能です。）

④ 入所基準に該当する事項を証明する書類

入所基準に該当する事項を証明する書類は、次のとおりです。なお、2人以上の子どもを同時に申し込む場合は、原本1枚と他はコピーで可能です。

証明対象者 (父母または養育者)	必要書類	証明者・注意事項
専業農家の方	就労等申立書	
専業農家の従業員	在職証明書	専業農家代表者
自営業の代表者の方	就労等申立書	株式・有限会社にされていない場合
自営業の代表者以外の方	在職証明書	自営業の代表者
妊娠・出産	母子健康手帳	母子健康手帳の氏名・出産予定日が確認できるページのコピー
疾病、家族の介護	就労等申立書と介護保険被保険者証(写)	診断書も可
求職活動	就労等申立書	
就学	就労等申立書と在学証明書	
災害復旧	就労等申立書とり災証明書	

※農業協力を理由に、3歳以上のお子さまの保育を希望される場合は、就労等申立書を提出し、子育て支援課へ保育所入所の相談をしてください。令和4年度以降は、1号認定の利用をお願いします。



教育・保育給付認定申請書 兼 施設入所申込書(現況届 兼 施設利用申 申込書の記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日
安芸高田市長 様

提出日を記入してください。

裏面の保護者氏名と同一の人にしてくだ
さい。

安芸 高夫

次の通り、施設型給付費・施設型保育給付費を申請し、保育所・

個人番号(マイナンバー)の利用開始
に伴い、本人確認が必要となりますので、別紙チェックリストをご確認ください。

ます。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) あき たろう 安芸 太郎	〇〇年 〇月 〇日生 (男)・女	有・無
個人番号	11111111111111111111	R3.4.1時点での年齢(〇)歳	
保護者 住所・連絡先	(住所) 安芸高田市 〇〇町△△〇〇 (連絡先) 携帯: 〇90-〇〇〇-〇〇〇〇	個人番号(マイナンバー)を記入してください。 窓口で確認をしますので、番号がわかるものをお持ちください。	
認定証番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。		
保育の希望の 有無(※)	(有) : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用 を希望する場合 無 : 幼稚園等の保育を希望する場合 保育の希望の有無の「有」に○をしてください。		

(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)をいいます。(以下同じ)
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記
誤りは、二重線で訂正ください。

①世帯の状況

区分	【上段】氏 名 【下段】個人番号	子ども との続 柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	障害者 手帳の 有無	前(当)年度分 市町村民税 課税の有無
子どもの 世帯員	(ふりがな) あき たかお 安芸 高夫 2222222222222222	父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	FF会社 AA会社	有(無)	(有)・無
	(ふりがな) あき たかこ 安芸 高子 3333333333333333	母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	BB銀行	有(無)	(有)・無
	(ふりがな) あき はなこ 安芸 花子 4444444444444444	姉	平成〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	CC小学校	有(無)	有・(無)
	(ふりがな) あき いちろう 安芸 一郎 5555555555555555	祖父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	DD建設	(有)・無	(有)・無
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子 6666666666666666	祖母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	EE商事	有・(無)	(有)・無
	(ふりがな) 生活保護の適用の有無		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り	(保護開始)			

父母は単身赴任などで別居していても記入してください。

新学期時点の学校・学年等を記
入してください。

該当する方は、障害者手帳のコ
ピーを添付してください。

該当する方は、生活保護受給証
明のコピーを添付してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

利用希望期間	〇〇年 〇月 〇〇日 から 年 月 日 ・ (就学前) まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 〇〇保育所 (理 由) 自宅から近い	
	第2希望 □□保育園 (理 由) 勤務先から近い	
	第3希望 △△保育所 (理 由) 自宅から近い	
	第4希望 (理 由) 自宅から近い	

在園児の方で保育所(園)等を変更したい
場合は、印字を二重線で消し、希望する保
育所(園)等を記入してください。

利用希望する施設を第3希望まで
記入してください。

○ * 印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はあ
○ 字は楷書ではっきりと書いてください。
○ 裏面も記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

記入例(裏)

保育の利用を必要とする理由 該当箇所にチェックをしてください。	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 (月) ・ (火) ・ (水) ・ (木) ・ (金) ・ 土	利用時間 8時00分から 18時00分まで	
希望する保育必要量	☒ 保育標準時間(8時間以上11時間未満) ・ ☐ 保育短時間(8時間未満)		

④税情報等の提供・安芸高田市多子世帯軽減申請に当たっての署名欄

市町村が子どものための教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。安芸高田市の保育料多子世帯負担軽減措置を申請し、市税等の滞納の有無を確認するため、担当部署へ問い合わせること。入所申込書類等で第2子以降であることが確認できない場合、市町村の戸籍担当課へ問い合わせること。また、これらの情報について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

安芸 高夫

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

(対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)

該当される方が、父母の場合、父母の市町村民税課税額のわかる書類(証明書)を提出してください。

※土曜日の午後保育を希望される場合、事前に各園へ申し込みが必要です・詳細は、各園へ直接、お問い合わせください。

* 市町村記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否		認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日 認定			☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否		教育・保育給付認定期間	契約期間
可・否 (否とする理由) [☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型]		自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名			年度 利用施設名
(☐ 認定こども園 (□連 □幼 (□幼 □保) □保 (□保 □幼) □地 (□幼 □保) ☐ 幼稚園 □保育所 □地域型 (□小 □家 □居 □事) □第一希望施設と同施設)			
保護者の身元確認	無・有 (☐ 個力 ☐ 免 ☐ パ ☐ 障 ☐ 保 ☐ 年 ☐ 介 ☐ その他 ()		
備考			

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日		
施設(事業者)名	(事業所番号 :)		
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)		
利用契約(内定)の有無	有 (契約・内定 (年 月 日契約(内定)) ・ 無		
備考			

3. 保育料について

① 保育料の無償化について

3歳以上児（年少クラス・年中クラス・年長クラス）の子ども（1号認定は満3歳）、非課税世帯で3歳未満児（0歳児クラス・1歳児クラス・2歳児クラス）の子どもは、国の制度により保育料が無償化されます。

② 保育所（園）等の保育料の計算方法について

保育料は、保育所（園）等に入所される子どもと同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等）の市民税所得割額で決まります。

令和3年4月から8月分の保育料は、令和2年度の市民税所得割額で決定します。令和3年9月から3月分の保育料は、令和3年度の市民税所得割額で決定します。

よって、保育料は毎年9月に見直しされます。（ただし、国の制度が変更された場合は、随時見直しを行います。）

③ 保育料の料金表について

保育標準時間または保育短時間の区分によって、料金表も区分します。

保育標準時間及び保育短時間の料金表は、9・10ページの「保育標準時間・短時間保育料」をご覧ください。

※ 認可外保育所は独自の料金設定がありますので、直接園にお問い合わせください。

④ 災害などにより被災した場合の保育料の減免について

災害などにより自宅が半壊もしくは全壊した場合、または通所している保育所（園）等が災害などにより閉鎖した場合、保育料が減免される場合があります。

⑤ 副食費・主食費の無償化について【安芸高田市単独事業】

3歳児以上の主食（お米など）分については、安芸高田市が補助しますので保護者負担はありません。

3歳児以上の副食（おかず）分については、国は無償化の対象外として自己負担とすることとしていますが、安芸高田市では市が負担し、保護者の負担はありません。

※認定こども園（幼稚園部分）を利用する満3歳児（学年で言えば2歳児）は、給食費の補助の対象外となり、保護者負担となります。

※園から提供される給食が対象となります。持参するお弁当は対象外です。

※安芸高田市の基準額以内の給食費について無償化します。

※ ④、⑤につきましては、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。



4. 3歳未満児の保育料の負担軽減について

① 国の多子軽減

保護者と生計を同一にする3歳未満の子どものうち、第2子目以降の子どもが保育所（園）等に入所し、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円未満である場合の保育料は、第2子目が半額、第3子目以降は無料となります。ただし、ひとり親家庭等（ひとり親家庭もしくは在宅障害児（者）がいる世帯）は、世帯の市町村民税の所得割額が77,101円未満である場合の保育料は、第1子目が半額、第2子目以降は無料となります。

② 同時入所による軽減（①に該当する世帯を除く）

同一世帯から2人以上の子どもが保育所（園）等・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に入所している場合は、保育料が下の表のとおりとなります。

入所されている子どもが	1人目の場合	表に定める額
	2人目の場合	表に定める（ ）内の額
	3人目以降の場合	無料

③ 安芸高田市独自の多子軽減（①または②に該当する世帯を除く）【安芸高田市単独事業】

保護者と生計を同一にする3歳未満の子どものうち、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円以上の場合でも、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。ただし、次のすべての事項に該当される方になります。

- ・適用を受けるため、入所申込み時に裏面の同意書に同意していること。
- ・適用を受けようとする子どもが、安芸高田市に住所がある第2子以降の子どもであること。
- ・市税等（保育料・市税・住宅使用料等）を完納していること。

※詳しくは、11ページの「保育料軽減フローチャート」をご覧ください。



【一般世帯】保育標準時間・短時間保育料

(令和3年度 2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

標準時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	10,000 (5,000)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	14,000 (7,000)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	17,000 (8,500)	0
4-1A	所得割の額が 48,600円以上 57,700円未満	19,000 (9,500)	0
4-1B	所得割の額が 57,700円以上 60,700円未満	19,000 (9,500)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	22,000 (11,000)	0
4-3	所得割の額が 72,800円以上 84,900円未満	26,000 (13,000)	0
4-4	所得割の額が 84,900円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	33,000 (16,500)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	36,000 (18,000)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	39,000 (19,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	42,000 (21,000)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	44,000 (22,000)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	49,000 (24,500)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	56,000 (28,000)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	64,000 (32,000)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	82,000 (41,000)	0

(令和3年度 2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

短時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	9,500 (4,750)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	13,300 (6,650)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	16,100 (8,050)	0
4-1A	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	18,000 (9,000)	0
4-1B	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	18,000 (9,000)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	20,900 (10,450)	0
4-3	所得割の額が 72,800円以上 84,900円未満	24,700 (12,350)	0
4-4	所得割の額が 84,900円以上 97,000円未満	28,500 (14,250)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	31,300 (15,650)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	34,200 (17,100)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	37,000 (18,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	39,900 (19,950)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	41,800 (20,900)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	46,500 (23,250)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	53,200 (26,600)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	60,800 (30,400)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	77,900 (38,950)	0

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。
- ④ 3歳以上児(年少児)からは保育料無償化のため、保育料無料。
- ⑤ 3歳以上児(年少児)の1階層から4-1A階層は国の副食費徴収免除加算対象者。4-1B階層以上は、市の副食費補助対象者。

【在障・ひとり親世帯等】保育標準時間・短時間保育料

(令和3年度 2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

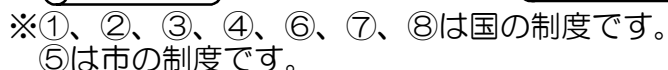
標準時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	4,500 (0)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	6,500 (0)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	8,000 (0)	0
4-1	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	9,000 (0)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	9,000 (0)	0
4-3A	所得割の額が 72,800円以上 77,101円未満	9,000 (0)	0
4-3B	所得割の額が 77,101円以上 84,900円未満	26,000 (13,000)	0
4-4	所得割の額が 84,900円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	33,000 (16,500)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	36,000 (18,000)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	39,000 (19,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	42,000 (21,000)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	44,000 (22,000)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	49,000 (24,500)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	56,000 (28,000)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	64,000 (32,000)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	82,000 (41,000)	0

(令和3年度 2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

短時間 月額保育料			
市階層	定義	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	均等割のみ課税世帯	4,250 (0)	0
3-2	所得割の額が 24,300円未満	6,150 (0)	0
3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	7,600 (0)	0
4-1	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	8,550 (0)	0
4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	8,550 (0)	0
4-3A	所得割の額が 72,800円以上 77,101円未満	8,550 (0)	0
4-3B	所得割の額が 77,101円以上 84,900円未満	24,700 (12,350)	0
4-4	所得割の額が 84,900円以上 97,000円未満	28,500 (14,250)	0
5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	31,300 (15,650)	0
5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	34,200 (17,100)	0
5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	37,000 (18,500)	0
5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	39,900 (19,950)	0
6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	41,800 (20,900)	0
6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	46,500 (23,250)	0
6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	53,200 (26,600)	0
7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	60,800 (30,400)	0
8	所得割の額が 397,000円以上	77,900 (38,950)	0

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 第2・第3階層・第4階層の一部については、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯についての減免がある。
- ④ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。
- ⑤ 3歳以上児(年少児)からは保育料無償化のため、保育料無料。
- ⑥ 3歳以上児(年少児)の1階層から4-3A階層は国の副食費徴収免除加算対象者。4-3B階層以上は、市の副食費補助対象者。

保育所等へ入所されるお子様の年齢は(年少)3歳以上児ですか？



5. 保育所（園）等の延長保育・一時預かりについて

①一時預かりについて

一時的に保育が必要となる時など、保育所（園）等に入所していなくても保育を受けることができるサービスです。

一時預かりは、みどりの森・ふなさ・くるはら・可愛・入江・八千代南・刈田保育園・向原こばと園・甲田いづみこども園等で実施しています。利用を希望される場合は、各保育所（園）等に直接お問い合わせください。

なお、保育所（園）等以外にも、安芸高田市社会福祉協議会に委託し一時預り事業を実施しております。利用を希望される場合は、事前の会員登録と予約が必要です。下記の電話番号にお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
安芸高田市社会福祉協議会 吉田支所	吉田町吉田1324-1	47-1311



②延長保育について

安芸高田市では延長保育について、延長保育料の徴収を行っています。

保育標準時間と保育短時間それぞれに延長保育料を設定します。

保育短時間の方が数回延長保育を利用すると、保育標準時間の月額保育料を超えてしまいます

1. 保育標準時間 延長保育料

	定義	単位	金額	徴収方法等
公立	延長保育料	1時間あたり	100円	・18時31分以降の利用について徴収 ・毎月月末締め翌月納付書払い
私立	延長保育料	1時間あたり	100円	・18時31分以降の利用について徴収 ・各園で徴収します

2. 保育短時間 延長保育料

	定義	単位	金額	徴収方法等
公立	延長保育料	1時間あたり	100円	・認定した時間外の利用について徴収 ・毎月月末締め翌月納付書払い
私立	延長保育料	各園にお問い合わせください		・認定した時間外の利用について徴収 ・各園で徴収します

・公立保育所等では、吉田保育所・みつや保育所・みどりの森保育所・ふなさ保育園・くるはら保育園・かわね保育園で延長保育を実施します。（※ただし、かわね保育所は18時30分まで）

・私立保育所等では、入江保育園・可愛保育園・刈田保育園・八千代南保育園・向原こぼと園・甲田いづみこども園で実施します。

・保育標準時間の基本時間は7時30分～18時30分、保育短時間の基本時間は8時30分～16時30分です。その前後が延長保育になります。

・各保育所等の基準時計において、基本時間を1分でも経過すると規定の延長保育料をいただきます。

・公立保育所では、短時間認定の方の「朝の基本時間以前の利用」についても、延長保育料をいただきます。

・公立保育所等の延長保育料は、毎月月末締めで納付書をお送りします。

・公立保育所等の延長保育料の計算方法は、利用時間数×100円です。（上限額なし）

・延長保育料には減免措置は有りません。減免されている第2子・第3子以降の子どもについても延長保育料は規定の金額をいただきます。

・私立保育園の延長保育料は、各保育園が請求します。

6. 土曜日終日保育について

① 利用の手続きについて

公立保育所（園）等は、原則土曜日の午前までが保育時間となりますが、土曜日の午後に保育が必要であれば、事前に保育所（園）等へ申し込みを行ってください。
ご利用には、事前に申請が必要です。詳しくは、下記の表をご覧ください。
私立保育所（園）等は、各園へ直接お問い合わせください。

② 土曜日終日保育を行っている公立保育所（園）等について

申請が必要な保育所	土曜日終日合同保育実施場所	住所	利用時間
みどりの森保育所	みどりの森保育所	美土里町本郷1714-2	7:30~18:30
ふなさ保育園	ふなさ保育園	高宮町佐々部531	7:30~18:30
くるはら保育園			
かねね保育園			

利用を希望する週の水曜日までに、保育所（園）へ、その週の「利用申込書」を提出してください。なお、土曜日終日保育の利用は、上記実施保育所（園）へ朝からの登園となります。土曜日午前保育は、今まで通り全ての園で実施しております。

上記以外の園は、各園に直接、利用の申し込みを行ってください。

③ 土曜日終日保育を利用できる基準

保護者のいずれもが、土曜日に勤務している等により、子どもを保育できない理由がある場合に利用できます。

④ 土曜日終日保育の保育料について

土曜日終日保育の保育料は、月額保育料に含まれておりますので、追加徴収はありません。（延長保育料はかかります。）



保育所（園）等の紹介

保育所（園）等名	住 所	運営主体	定員	開所時間	主な事業
吉田保育所 Tel 42-0662	吉田町吉田1998	社会福祉法人 報正会	160	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・地域子育て支援センター （育児相談・園庭開放など）
可愛保育園 Tel 43-1776	吉田町山手647	社会福祉法人 愛心会	90	平 日 7:15～19:00 土曜日 7:15～19:00	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・一時保育 （緊急時の保育や私的理由による保育に対応）
入江保育園 Tel 43-1011	吉田町上入江 1986-1	社会福祉法人 報正会	40	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・一時保育 ・園庭開放
八千代南保育園 Tel 52-3048	八千代町上根1372	社会福祉法人 八千代愛児会	60	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・乳児保育（生後3ヶ月から受入） ・一時保育
刈田保育園 Tel 52-2099	八千代町勝田1670	社会福祉法人 八千代愛児会	20	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・乳児保育（生後3ヶ月から受入） ・一時保育
かねね保育園 Tel 58-0259	高宮町川根 2749-1	安芸高田市	30	平 日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:00	・乳児保育（生後6ヶ月から受入） ・園庭開放
みつや保育所 Tel 42-1328	吉田町吉田1786	社会福祉法人 報正会	60	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・入所対象年齢：3歳未満児 ・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・体験入園
みどりの森保育所 Tel 54-0880 【認定こども園】	美土里町本郷 1714-2	安芸高田市	80 （うち1号認定 9人）	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・乳児保育（生後6ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
ふなさ保育園 Tel 57-0007 【認定こども園】	高宮町佐々部531	安芸高田市	60 （うち1号認定 9人）	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00	・乳児保育（生後6ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
くるはら保育園 Tel 57-1633 【認定こども園】	高宮町原田 3380-4	安芸高田市	60 （うち1号認定 9人）	平 日 7:30～19:00 土曜日 7:30～13:00	・乳児保育（生後6ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
向原こぼと園 Tel 46-7022 【認定こども園】	向原町坂350	社会福祉法人 三篠会	75 （うち1号認定 15人）	平 日 7:00～19:30 土曜日 7:00～19:30	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園バス送迎 ・園庭開放 ・一時預かり
甲田いつみ こども園 Tel 45-7270 【認定こども園】	甲田町高田原 2500-3	社会福祉法人 三篠会	145 （うち1号認定 15人）	平 日 7:00～19:30 土曜日 7:00～19:30	・乳児保育（生後2ヶ月から受入） ・園バス送迎 ・園庭開放 ・一時預かり ・病児、病後児保育

※ 園庭開放は全園行っていますが、日を決めて実施している所と随時の所があります。

企業主導型保育所（認可外）

清風会 そらはる保育園 Tel 090-9137- 2053	吉田町竹原1747	社会福祉法人 清風会	19	月～土 7:30～18:30 祝日も開所	・企業主導型保育事業 ・認可外保育所 ・入所相談は直接お問い合わせ ください ・乳児保育（生後6ヶ月から受入） ・園庭開放 ・一時預かり
---	-----------	---------------	----	-------------------------	--

保育所（園）等入所についての問い合わせは
次のところへお願いします。

安芸高田市福祉保健部子育て支援課
電話：0826-47-1283

※企業主導型保育所は園に直接お問い合わせください。

